

指定給水装置工事事業者指定申請にあたっての注意事項

(参考) 指定の基準…水道法第25条の3

- 1 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。(指定を受けた日から14日以内に選任し、届け出なければならない。)
- 2 次に定める機械器具を有する者であること。
 - (1) 金切りのこその他の切断用の機械器具
 - (2) やすり、パイプねじ切り器その他の加工用の機械器具
 - (3) トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - (4) 水圧テストポンプ
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (2) 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (3) 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - (5) 法人であって、その役員のうち(1)から(4)までのいずれかに該当する者があるもの